

社会福祉における公私問題

谷 昌 恒

私は昨年(昭和44)の4月、社会保障研究所を辞して、遠く北海道家庭学校に移り住んだ。研究者としての生活から、一転して、自然の山野を相手にして、おおぜいの少年たちの祈りと勤労に明け暮れる現場の仕事に就いた。それは、私自身の信仰上の問題であり、きわめて没理的な動機によるものであった。しかし、もともと私と社会事業の現場との結縁は必ずしも浅くはない。

戦後、わが国の社会事業は戦災孤児・浮浪児の悲惨さに触発されて、急速に展開した。その時期を同じくして、私自身も社会事業の畑に身を投じた。大学を巣立ったまさにその時点で、祖国の敗戦に際会したことが決定的な重みを持った。過去のいっさいを清算せずには、新しい歩みを踏み出すことがどうしてもできなかった。自然科学の教室をはなれ、一念発起して養護施設(当時はこのよう呼称も存在していなかった)の創設に努めたのも、そうした転身だけが自らの新生を勝ち得られるように思えたからであった。以後の20年は孤児たちとの生活にすごした。

私は五里霧中のうちにその20年の歳月をすごした。20年の経過の後に、たどりついた昭和40年と、私の出発点であった昭和20年とでは、あまりにも懸隔のありすぎることになり至った。同じ問題意識と、変らない熱情をもって、同一の仕事に集中していくためには、私自身思案にあまることが多すぎた。

40年から44年までの4年間で、社会保障研究所ですごし得たことは望外の幸せであった。施設経営に懸命させられていた長い年月のあいだ、眼前に生起する多くの事象の奥に、何ものかが大きく動いているのを感じていた。4年間の研究生活は私にとってまさに天与のものであった。その間、もとより公的な付託に応えなければならない職責

上の重い負い目があった。とともに、あらためて戦後のこの国の社会福祉の展開の跡をじっくりとたしかめてみたいという私一己の願いがあった。

公的な職責も、私的な心中の願いも、いくばくも果たし得ぬうちに、再び教護院という現場に舞い戻ることになった。私は研究所での知遇に何ら報いることのなかった自身の不義理を深く恥じながら、抗し難い召命に私の今後の生涯を託することにした。

私にとっては、実践意欲と研究志向とが混在しており、そのためにそのいずれにも徹し得ないもどかしさを禁じ得ないでいる。研究はしばしば主観に流れ、実践は時として空理に執した。そうした欠点を自覚しつつ、標記の主題にとりくんでみたいと思う。

I マックス・ウェーバーの問題

ウェーバーに「職業としての学問」という講演がある。私は初めてそれを読んだ時の、不思議なとまどいをいつまでも忘れることができない。当時、まだ学生であった私は、学問の世界に対して、憧れにも似た心的高揚を覚えていた。世界と人生の究極の意味を明らかにするもの。それが学問であると私は思っていた。幼時、国定教科書の中で「五代の苦心」を教えられ、五代にわたる一族の、執念にも似た精進に全く圧倒されたことがあった。学問は私にとっては、当為の世界に属していた。私は自分の才能がそれに堪えうるかどうかを案じ、ためらいと懼れとを覚えながら、ひそかに学問の道に身を捧げたいと願っていた。

しかし、ウェーバーの設問は全く私の意表をつくものであった。自分には経済学者としてのペダントリーがある。自分は、まずものごとの外的事情から説きおこす。と彼はそう言うのである。そ

して、大学における私講師の位置、教授資格試験、はては学生の聴講料など、私には全くの俗事としか思えないことを一つ一つ論議していくのであった。

私にとって学問はいまだ理想であって、現実ではなかった。ほのかなバラ色の夢のように、いささか宙に浮ぶ未知の世界でもあった。それをウェーバーは容赦なく地上に引きずりおろそうとしているものようであった。そうすることによって、はじめて経済的な意味での職業としての学問の実際が明らかにされる。私が俗事と考えていたものとのかかわりなしには、学問そのものの成立もない。

学問というものについても、私はある意味でメタフィジックな唯一の普遍原理のようなものを想定していた。ウェーバーにとっては、学問とは必ずある種の方法に還元されるもの、学問は方法であり、方法が学問であった。

冒頭に私は私のきわめて個人的な社会事業との結びつきを述べた。ついで私はウェーバーについて触れた。私は何を言おうとしているのか。

社会福祉の問題は私にあっては絶えず主体的な生き方の問題としてのみ存在した。信仰と呼び、召命と呼ぶのも、社会福祉が主体的な人生の生き方の問題として捉えられているからである。

キリストの愛、仏陀の慈悲、あるいはひろく人道主義的な意味での隣人愛、社会福祉はその中核に燃えて輝く人格の燃焼があって存在する。そのような心の燃焼を人に伝えること。それによって対象者は振い立ち、自らの足で立とうとする新たな勇気をうる。それが社会福祉の本来なのである。そのようにのみ思い定めている私には、社会福祉をこの地上の問題として、職業としての成立と件を問い求めるという姿勢に乏しかったことを認めないわけにはいかない。私はウェーバーの掣^{ひき}みにな^らって、「職業としての社会福祉」という問題を考えてみなければならぬように思われる。社会福祉における公私問題は、この職業としての社会福祉という問いかけの中にあらわれる。社会福祉という本来の機能を果たすために、およそ公的^{パブリック}制度として存在する場合と、私的^{プライベート}制度として存在

する場合と、いかなる異同優劣が考えられるのか。公的責任を強調するあまり、私的^{プライベート}社会福祉の存在に強い疑問を投げかけるものさえているのである。

しかし、ここでの詳しい論議に先立って、私はさらにウェーバーにしたがって、われわれの全存在を賭けた取組みを必要とするものこそ、真の職業の名に値するものであることを確認しておきたいと思う。それは、主体的な生き方の問題と私が言うものに近いのである。

ウェーバーには、「職業としての政治」という小論もある。いきなり、煽動家、猟官に浮き身をやつす軍人、君側の寵臣等、あまりにも卑俗な「職業政治家」の分析からはいっていく手法は、上記の学問論とほぼ等しい。散文的な砂を噛むような叙述が続く。ウェーバーの本領はその後にあられる。やがて心情倫理と責任倫理に説きおよび、「この世においては、性^{せい}こりもなく不可能事に手を出すことの必要性」を熱っぽく論ずる終章に至って、彼の言う Beruf はたんなる職業である以上に、文字どおりわれわれの所謂召命でもあることを知るのである。

政治は、情熱と観察力とを併せ持ちつつ、堅い板を力をこめて徐々に穿^うって行くことを意味する。……あらゆる希望の挫折にも堪えられるような堅固な心をもって武装しなければならぬ。そうでなければ、現在、可能なる事を貫徹することさえできないであろう。

自分が世間に捧げんとするところのものに対して、世間はあまりにも愚鈍であり、あまりにも愚劣である場合にも、それに挫けず、すべてに対して、「それにもかかわらず！」と言い得る確信のある人、そういう人だけが、政治に対する「天職」を有するのである。

何という文章の高まりであろう。いったん、地を這う思いをして、生業^{なりわい}としての学問や政治の存立を問うたウェーバーは、今は高く首をあげて「天職」を論じているのである。あらゆる困難な条件にめげず、「にもかかわらず！」と叫んで、自己の最終的な自由を確保することのできる者、固い壁をつきくずして一歩前進することのできる者に語りかけているのである。

社会福祉を生き方の問題としてしか考えない私は、職業としての社会福祉を問いながら、さらにそれをつきぬけた答を、あらかじめ用意したいと思う。捨身と不退転が天職としての政治家の資質であるならば、社会福祉を天職とするものの証しは、何によって立てられるのであるか。

地に低くとも、天に高くあれかしと、多くの先達が社会福祉にその一生を捧げて悔いなかった所以は何か。献身と奉仕。愛と忍耐。およそ現代の社会福祉学徒が、前近代的な社会事業に個有なものとして非とするものはすべて是。彼らが是とするところのものが、すべて非なのである。人間を培うことを忘れて、社会福祉学の専門分化をのみ説くことに私は到底組みすることができない。

II 現場からの発想

北海道家庭学校は大正3年の創設以来、56年の歴史を経ている。今日でも札幌から特急で4時間。56年前の往時の不便さは想像の外であった。当時、創立者の留岡幸助は50歳。今日の50歳よりは一段と老けていたことであろう。その時点で、その高齢で、一望の原始林に自ら鋤を入れた彼は、一体何を求めていたのか。

斯様な訳で開闢以来未だ曾て斧鉞を容れざる原生林の中に遁入って生活をなし、而も或る程度まで原生林を開拓して、自然七分人間三分と言ふような生活振りをして見ると、人家稠密、車馬絡繹、塵芥にまみれ、煤煙に汚され、吐く呼吸、吸う呼吸の毒素を吞んで生活している都人士には「恵の谷」は、全く別天地である。この別天地こそ人の子を教育する適地である¹⁾。

以後半世紀、われわれ後代の人間は創立者を開拓の精神の旺盛な人であったと考える。千町歩(1,000ヘクタール)の土地を求めて業を創めたことについては、気宇の壮大な人であったと考える。民間社会事業の先駆性・開拓性ということはまさにこうしたことを言うのである。しかし、それは一留岡に限ることではない。この国には数多くの輝かしい先達の事蹟が残されている。

都会の子供を自然の環境に移して教育する。そ

れが民間事業の実験性であり、しかも、そうした試みに応えて、国が土地の払下げをしているのであるから、公と私との幸福な調和の時代と考えることもできる。

ともあれ、かつての民間社会事業は先人の心底からおし出されるようにして生まれた。こうした契機は今後とも十分に尊重されねばならない。およそ、あらゆる職業に、その職業馬鹿がいるのである。当の職業を愛し、このうえなくこれを誇りとするもの。社会福祉のみこうした存在を排除するいわれはない。

慈恵的な慈善事業から、科学的、専門的、予防的な社会事業の成立へという公式的な説明が繰返されているうちに、現場の善良な多くの働き手は過度に自信を喪失し、不必要に自らを卑下するところがあった。

宗教的基盤の稀薄な精神風土から生れたこの国の社会福祉学は、しばしばおどろくべき非礼を犯すのである。生得の善良さで長い生涯を福祉の現場に生きてきた人間が、嘴の黄色い社会福祉学者の前で、たんに専門的教養に不足するところがあるという理由で、むしろ誇るべきはずの自発の善意を恥じるのである。

社会福祉における公私の問題は、択一の問題でなくして、相互の補完の問題である。背反の問題ではなくして、共存の問題である。公的制度の充実が必要であり、専門職の養成がいかに緊要であるとしても、それがただちに私的な活動が無価値にするものではない。それはそれで、深い敬意を払っていたいと思う。片々たる専門知識に安住して、民間篤志家に現代福祉理論を説くよりは、彼らの年効と経験に耳を傾けることの方が、私どもの仕事をはるかに豊かにするであろう。いたずらに保守をよしとするのではない。歴史には発展があり、進歩がある。しかし、われわれはつねに前にのみ進みうるのではなく、しばしば、出発点に立ち戻って出直さなければならないのである。社会福祉が個々人の幸福にかかわる問題であるかぎり、前に進んでいるはずのわれわれが、はたして幸福に向って歩いているのかどうかは不明である。むしろ太古に幸福があったのかも知れないの

1) 留岡清男『教育農場五十年』、昭和39年、46頁。

である。

R. ティトマスはこうした消息を適確に指摘している。現代の社会保障がわれわれのかつて持たなかった福祉を生み出したとか、何程プラスになるものをもたらしたとか考えることはできない。急速に都市化し産業化した現代社会が個々の構成員に深刻な *disservice* (害) を加えているのである。それをかろうじて補償している、すなわち、すでに与えているマイナスを零にまで引上げているのが社会保障であるというのである²⁾。

太古に幸福があったのかも知れないという私の言い方には、社会福祉が自己の方法にあまりにも信をおきすぎてはならないことを言いたいのである。ケース・ワーク、グループ・ワーク、コミュニティ・オーガニゼーション等、それらの方法がいかにたいせつな現代社会福祉の武器であるとしても、同時にそれがまたきわめて空しいことを知らなければならない。社会福祉の方法のために人間があるのでなく、人間のために社会福祉の方法がある。なまじいに方法の発達していなかった往時は、現場の人間は直截に謙虚に対象者に対していたように思われる。方法が確立し、視点が固定して、現代の社会福祉はきわめて偏狭なものとなった。社会福祉の方法がいつも一定のポーズをとり、たえず対象者をその姿勢に引きずりこまねば止まないもののごとくである。格に入るは易く、格より出るのは難い。

さて、こうした事実を私の現場、また所謂業界の現実に触れてさらに考えてみたい。

本校 56 年の歩みのあいだに、卒業生は 1,300 名余。その数字は回転のおそい、効率の低い、小さなものにすぎないが、その歴代生徒の推移の中に、大きな時代の変遷を看取することができる。

着任以来 1 年余、私はよく町の古老と話し合う機会を持つ。「家庭学校というところは不思議なところであった。遊びに行けば某海軍中將の息子だとか、某伯爵の甥だとかいう少年がたくさんいたものだった。たいしたお坊ちゃんたちだったな」と言う。事実そういう子弟が、広く全国から

この学校に集っており、卒業後は各方面に進出して、著名なオペラ歌手 F 氏も、道会議長をつとめた H 氏も、本校の輝ける先輩であった。

往時、旧制中学の 3,4 年にもなると、ずいぶんと親をてこずらせる息子どもがいた。そうした場合、「幸助先生に頼む」、というわけで、私的に話がすすめられ、ここ家庭学校に預けられるようになった。したがって、もともと少年たちの備えていた資質も高く、その背景も有力であった。その後の成長は故のないことではなかった。

やがて感化院法は少年教護法となり、戦後は児童福祉法中の諸規定として生れかわって、児童福祉行政の一環に組み入れられた。施策一般は法的にも財政的にも充実前進した。ことに教護院は都道府県ならびに特別市に設置の義務が課せられ、現在 58 教護施設のうち、わずかに横浜家庭学園(女子)と、本校(男子)の二施設を除くほかは、国公立の施設であって、教護児の保護に関するかぎり、公が直接その責任に任じていると考えられる。これを民間施設の多い保育所や養護施設(全施設数に対する公営施設の割合は前者で 60%, 後方で 14%)などに比べると明らかな相違がある。

ともあれ、本校もそうした児童福祉行政の網の目の一つとして、財政的裏付けを得て、経営的には格段と容易になった。容易になって気のつくことは、私ども民間人でありながら、日常念頭にあることが、法により措定された業務内容の遂行ということであって、いささか繁文縟礼のきらいのあるこの国の行政指導のもとでは、当面法定の要請をみたすだけで、多大の勢力をそがれてしまうことである。民間社会事業に先駆的・実験的な放胆さが望まれておりながら、また、自らに堅く期すところがありながら、辛うじて法的規制に対する応答実施の仕方——少年の処遇方法、指導の態勢など——に、創意と工夫を示す以外には、施設自体が法の枠を外した固有の役割を担うことも、またそれを求めることも、ほとんど不可能に近い状態にある。

収容する少年は道内 8 ヲ所の児童相談所の判定によって選別されている。家庭裁判所や少年鑑別所で問題にされた少年も、児童相談所を経由する

2) R. Titmuss, *Commitment to Welfare*, 1968 Chapter XIII Social Policy and Economic Progress, pp. 153~164.

かたちでなければ、教護院に来ることはない。教護児童というものが、あらかじめ法により枠組まれているのである。結果的には、本校の在校生の出身階層はきわめて限定されたものになってきている。

よく言われることであるが、大衆消費時代に入って、少年の非行は必ずしも貧困と結びついていないとされている。むしろ、中流家庭以上に多くの非行児を生んでいることが指摘されている。しかし、そうした傾向はいわば都市化型と言われるべきものであって、北海道地方の場合は依然として多くの非行が、当の少年を蝕んでいる貧困にその真因が潜んでいるように観案される。

北海道にそうした少年非行の時代的なおくれが存在するばかりではなく、この国一般の問題としても児童福祉という行政の網の目には、もともと、貧困階層やボーダーライン層しかなじまないものがあるように思われる。これは福祉施策の総体が、ほとんど救済施策にしかすぎないこの国の現段階に見合った現象であるとも言えるかも知れない。

いずれにせよ、われわれのうけとる少年たちの出身階層はきわめて限定されたものになり、かつてのような幅の広さは望むべくもなくなった。少年の資質も平均的にかなり低いところにランクされるようになった。天下の英才を得て、これを育成をすることだけを教育者の至悦と考えているわけではない。しかし、多彩な、多様な少年たちの教護にあたってきた私どもの現場にとって、教育の働きとしてはいちじるしく魅力の乏しいものとなったことは否定することができない。

そうしたことは別に、最近のかなり特徴的な現象として、教護院を含め、児童収容施設一般に定員われという事実がある。教護院の場合、国立2施設（定員250人）を除いて、44年9月末現在で、56教護施設の定員合計、5,424名に対して、在籍人員が3,795名という低い数字を示し、充足率わずかに70%にすぎないのである。義務教育の場で生徒数の減少が指摘されているように、母集団としての年少人口に急激な下降が見られているときに、教護院においても、その定員を下まわ

しかし、激しい変動をとげつつある現代の社会で、年少の世代にこそ大きな動揺と不適應のあることを私どもは知っている。この世代に問題のないはずはないのである。

昨秋、ある機会に本校がテレビによって紹介されたことがあった。美しい北海道の自然と、広大な牧草地に馬を馳らせる少年たちの凛々しさが、観る人の心を躍らせたばかりでなく、私どもの仕事のいわば恥部とも言える少年の無断外出をも、仮借なく映し出した取材者の客観性が、事業の内容をほぼ正確に伝えることに成功した。50通を越える世の親たちからの手紙が全国からこれに応えた。

いずれの文面も、時代の急変と、世代間の相剋と、情義の衰退を嘆いたのちに、そうした嘆きと^{いさかい}「諍」のたねである息子を引受けてほしいと訴えるのであった。焦燥と困惑を切々と書きつづっている手紙を前にして、私はしきりに、「これはありうることだ、十分考えられることだ」と思った。そういう問題をかかえ、どこにも訴えようがない世の親たちがいっぱいいるのだ。途方もなく大きな、潜在的な社会問題があるのだと思った。

法体系の中で定型化された教護児童というものにはなじまない、しかし、現に強い緊急度をもって、訴えようもない悩みとして、たしかにそこにある。そうした時代に、定員われをした教護院が何年も存在しているということ。それはまさに、われわれが当面焦眉の、本当の社会需要に対応していない、何よりも有力な証左なのではあるまいか。

しかも、そうした状況にありながら、われわれ現場の人間の姿勢には、ほとんど度し難いものがある。一、二を例示しておこう。

いわゆる収容施設にあっては、職員の勤務体制に多くの困難があるであろうことは容易に想像される。24時間勤務、1年365日勤務などといって、無私の、奉仕的な生活態度のみをよしとしていた昔日の社会事業界は知らず、今日の社会福祉事業の課題の一つに、合理的現代的な労務管理の推進がある。地方自治体の公務員の労働組合は、かつて病院闘争、現に社会福祉闘争を宣言して、公立

の福祉施設を足場として、全国的に、執拗に労働争議のスケジュールを組んでいる。

そうしたことが背景にあったの、最近のある会で、一施設から詳細な職員の勤務時間表、勤務分担表が示されたことがあった。労働時間も、スマートな交替勤務制をとって、法規どおりに押えている。私どもはその周到な配置に一驚し、その創意と工夫に深い敬意を表した。しかし、さらに仔細にその案を検討して、まことに意外であったことは、職員の勤務をそのように組むことが可能であったのは、少年の現在数がそこでは定員の半数にもみまないからであった。

当該県で教護児がそのように少ないことは慶賀すべきことであろう。教護院がいつもいっぱいであれかしなどと言っているのではない。しかし定員をはるかに下まわっていて、教護院という現に存在している社会施設が、現時点で十分に社会の要請や期待に corresponding しているのかどうか。それにはきびしい反省と調査が必要なはずである。その努力を欠き、定員の半ばにすぎないことを奇貨として、容易に交替勤務が組めることで足れりとしていることに、大きな問題がないであろうか。そうした姿勢を私どもは頹廃とよぶのである。

いま一つは、少年の処遇に関することである。周知のように教護院は少年院と違って開放的である。けっして強制措置、監禁措置などをとることがない。教育施設、福祉施設であることを主眼として、少年の自主的な自己決定をこの上なく尊重している。開放的であることが教護院の信条であり、生命である。

しかし、実はそのことのために、教護職員の不断の緊張があり、勤務条件の困難さがあるのである。たえず破綻の危険がありながら、それは、当の相手の少年の側の努力を期待していることであって、そうした危険が教護院の存在理由になっており、ある時には、夜もゆっくり眠れないなどということが起りうることもなる。その教護職員側のたいへんさを検討しているうちに、いとも簡単に、安易に、いっそのこと少年院のようにしてしまえ、という主張が飛び出したことがあった。

もちろん、冗談には言うことがある。少年の部

屋を外から鍵をかけて、せめて夜くらいはゆっくり休みたい、と。だが、公式に、そして恥じることもなくこうした発言があるようでは、現場のわれわれの覚悟のほどが疑われる。施設の根本目的が問われることなく、施設自体の都合が優先されてしまうからである。

現場からの発想と私が題する主意はここにある。ありうべからざることでありながら、あまりにもしばしばありがちなのである。およそ慣れることの恐ろしさの中で、他者の不幸に慣らされること以上に恐ろしいことはあるまい。社会福祉が深く他者の不幸にかかわることが多いだけに、社会福祉自体が貪欲にその自己保存を計るときほど醜悪なものはあるまい。

自己を正当化する社会福祉という名目の美しさのゆえに、いっそうきびしい自己反省が必要であるのに、現場にいて、切齒の想いをさせられるのは、微温の湯に浸りきったような安易さがあることである。

社会福祉における公私の問題は、こうしたことへの傾斜の危険をしかと踏まえないうきり、具体的な問題提起とはなりえない。

R. ティトマスが現代医学の発達と、病院機構の組織化と専門分化に触れ、そのこと自体を高く評価しながらも、次のような警告を発していたことを忘れてはならない。

病院の機構が複雑になるにつれて、……病院の仕事の手段ばかりが問題にされすぎて、その目的や意図が曖昧になってきている。……患者のニードは二の次にして、病院職員の労働条件、報酬の問題、身分上の困難、その不満などを多くの時間を割いて問題にしている。……病院が病院の内外で勤務している人たちの利益だけをめざして運営され、患者の利益が二の次にされる傾向がだんだんと強くなる危険がある。病院の根本目的が、そのための手段にとらわれすぎて、等閑にされてしまうことは許されないことである³⁾。

このような指摘をした後に、ティトマスはナイ

3) R. Titmuss, *Essays on "the Welfare State"*, 1963, pp. 121~122 (邦訳 114~115頁)。

チンゲールの仕事を想起して、これに最大級の讃辞を呈している。犠牲奉仕の、それゆえに克服すべき象徴の一つに数えられているナイチンゲールなどという古めかしい人間像を、現代病院に処置しているところはきわめて示唆的である。

III 公私の社会福祉活動

社会福祉の現場には、似て非なるものへの危険が多分に存在していることはすでに述べたとおりである。それをきびしく私は頹廢とさえよんだのである。

医師という職業が現代にあっても本質的には仁術であってほしいと願われるように、社会福祉もたんなる職業以上のもの、専門分化した技術以上のものであってほしいという期待は至極当然のことである。

私が現場での危懼を述べたとき、公私のいずれか一方にそうした危険が多いというようなことを言いたかったわけではない。公には行政というものの持つ本性のゆえに、私には財政的弱さからくる卑屈さのゆえに、共に危険はある。

行政が本性的に持っている危険は、専門職というものが十分の重さをもって尊ばれることのない、わが国の官僚機構の持つ弱さでもある。秩序のある縦の系列の中で、法定の業務を遂行していく厳格な、画一的な管理能力は高く評価されることはあっても、機敏に状況に対応して、新規のニーズを汲み上げていく構想力は多分に異端である。

サリドマイド禍や公害の問題で、災禍はすでに生じており、きびしく国民からの批判をうけながらも、官僚機構というものがいかに即断する能力に乏しいかは、いやというほどわれわれは知らされている。

社会福祉専門官もしくは専門委員というような官職が、国や都道府県の段階に設置されており、個人的にはきわめて達識の、もの分りのよい人材が配されてはいるが、これらの人の柔軟な思考力が行政に生かされるということはまずあり得ない。全国的な会合のある分科会で、私は高齢の専門官と隣席したことがあった。参加者とのあいだに即妙の問答を繰返しているあいだにも、あとからそ

の会場にあらわれることになっている担当の課長の席をどこにするかばかりを思案して、係の人間に細々しく念入りに指示していた。専門職というものがいかに浮き上がったあわれな存在であるかをまのあたり見る思いであった。専門官の働きの範囲は、せいぜい実定法の体系を専門的に解説するか、自分の仕事の責任とはほど遠い、外国の事例などを、事々しく垂示するくらいのことであった。

社会福祉の公行政の領域に処理しきれないほどの業務があるということ自体は咎むべきことではない。むしろ慶賀すべきこととしなければなるまい。しかし、生活保護に関する収入認定の繁雑さ、第一線機関としての福祉事務所のワーカーたちがたくさんのケースを抱えて、そうした事務処理だけに追われている姿を見ると、これらのワーカーたちに、福祉ニーズの発掘など、到底望みうべくもないことだとしみじみ思う。

私的な社会福祉事業については、先ず措置費(委託費)の問題があげられる。もともと、民間の社会福祉事業は自発的な篤志によって展開されてきたものであるが、公的責任が確立されたことによって、民間の福祉サービスに対して、その対価としての措置費が支弁されることになった。しかし、一たびそうした関係が成立すると、対価が支払われることを前提として、特定の福祉サービスを行うということになる。したがって、今日の公私のかかわり方は、民間機関がはたして、公の支弁する対価どおりの福祉サービスを行っているかどうかという視点に立って、公の側からの一方的な指導と監督が存在するだけである。しかも、民間社会事業の安上り論というかたちで措置費の低さだけが問題になりがちである。

保育児童1人当り、あるいは養護児童1人当りの経費を計上して、公私の施設のあいだには2ないし3倍の格差があることを指摘し、公は行政の安上りをことさらに意図して、民間施設の温存をはかっているとするのである。その経費の格差の主なるものが人件費であることから、民間施設職員の公務員並みの待遇を強く主張することにもなる。公務員でないものに、なぜ公務員並みの待遇をすべきなのであるか。理由はかなりあいまいで

ある。国はすべての国民に公務員なみの待遇をすべきであるという議論とどこが違うのか。福祉事業と一般国民の諸活動とは違うところがあるとでも言いたいのか。

せめて公務員なみの待遇が望ましいということ、待遇をすべきであるということとは根本的に違うのである。民間福祉事業の頽廃と私が言うのはこうした甘えた姿勢を指す。そうした甘えは、国が安上り行政を意図しているという勘ぐりと全く同根である。私はこのようなことをきびしく考え直すことによって、この国の民間社会福祉の姿勢を正したいと切に思う。

社会福祉の道は私どもの上に至上命令的に望んできた。私どもはこの道に生きることには大きな矜持を抱く。しかし、そのことがいつ、民間人である福祉関係者に、公務員並みの待遇をすべしという議論と結びついていくのであろうか。

公務員は公務員であるから相応の待遇が与えられているのである。したがって公務員としての義務があり制約もあるであろう。たまたま、公的な社会福祉機関、もしくは施設の職員であったとしても、その待遇は公務員としての身分に対してなされているのである。彼らにはいつでも、どこでも、他に移る用意がある。しかし、われわれには他に移る意志はない。われわれはこの道にいつまでも、しがみついていたし、しがみつくことを誇りとしている。それでいて、公務員並みの待遇をすべしと言う。甘えと言う外はあるまい。

われわれは、仕事の質を深めることを欲している。児童の収容定員が30名にみたない収容施設であっても、職員定数が数名にみたない施設であっても、われわれは易々として生涯をその施設に捧げる。1人に仕えることが万人に仕えることよりも、尊くかつ重いことがあることを信じているからである。

公務員という組織ではそういうことは許されない。年功を積み、年齢を加えて、給与の額も増大していけば、しかるべき規模の、しかるべき職員数の機関の上級職員、もしくは責任者として転補されるであろう。公務員という大数の集団の中ではじめてそれが可能になっているのである。

私は民間職員の待遇が低くてよいなどと言っているのではない。公的な信託に応えていると言う意味で、国を相手に大いにネゴシエートするがよい。ただし、待遇すべきであるという論拠はどこにもないことだけは、ここに明らかにしておきたいのである。

許容しうる一つの方法はある。全国の民間施設を一つの単位機関、単位団体に統合して、それをいわば公務員集団のように、民間福祉職員という大数法則の支配する集団を作り上げるのである。これならばできる。しかし、この方法は現在の民間福祉施設がうけいれまい。一つ一つの施設を絶対単位、もしくは、絶対世界のように観念している彼らにはうけいれられまい。そうした観念を侮視して私は言うのではない。そのような観念の上に確たる人生目的を立てて、そこに一生を賭けている心事に、心からの敬意を表して私は言うのである。それが、いつ、どこで、公務員並みの待遇とか、定昇制度とか言うものと結びついてしまうのであるか。私には疑問である。

フルシチョフが某々を指して、地方の保育所長がふさわしいと言ったことがある。社会主義国といえども、官僚機構の中では、地方の保育所はそれなりの序列の中にはめこまれてしまうのである。しかし、民間人の気概は異なる。一保育所といえども、そこに壮大な誇りを抱いて生涯を捧げうるのである。その壮大な誇りが、いやしい甘えにいつ転化してしまうのであるか。

由来、この国の官公立の大学の教官にイデオロギーに勝った言説が多く、私大の教官に体制に順応したもの言いの多いことを異なると考えていた。その逆であって真であるはずである。竹内好が為政のあり方を痛論して、禄をはむのをいさぎよしとしなかった矜持もない。保障された身分の囲いの中にいての批判であるから、骨というものがない。いざと言う時に闘いぬいた実績がなく、たちまちに変節する。囲いの中にいて、囲いの主を悪口するほどであるから、野にいた自由人に、公務員と同じ待遇であるべきだという論理をおしつける無恥をおかすのである。

社会福祉における公私の問題は、公私の責任を

正すという基本的な課題を負っているように思う。社会福祉の公的責任ということが言われているが、社会福祉の私的責任ということも存在するのである。他者の幸福と不幸ということには、社会人一人一人が私的にも責任があるのである。その責を負って、民間人が、私的に、社会福祉の領域に走るのである。互助共存というモラルは、社会福祉の問題が公的責任が確立されたからといって、無用のものになったわけのものではない。そのモラルを自分の生き方に結びつけて、民間社会福祉事業に手をそめたのがわれわれである。自らの責任において手をそめたのだということは忘れられてはならない。

たとえそれがいかなる善きことであり、また公的責任の領域に属することであるとしても、進んで自ら手をそめたという私的な責任はきびしく残るのである。かつて隣人愛に動かされて、福祉サービスに手をそめた当の民間社会事業家が、事後に、商取引のまねごとをすることはいかなる心事によるのか。国が高く買わねばならぬ道理ならば、誰が主張してもいいはずで、だから当の本人が言うということでは納得がいきかねる。

なにゆえ私がこうしたことを執拗に言うかといえば、民間社会福祉事業が今後、国が買上げることが分っている。すなわち、公的責任が法制化されているサービスしか行わなくなるであろうことを憂うからである。民間社会福祉が公的社会福祉の下請けにすぎないと言われるのは、こうした事態になっている現状を言い当てたことである。

公的社会福祉がしばしば定型化し、硬直化することは、あるいは事の本姓からいって恕することができる。法制の執行は一面保守的であってしかるべきものであろう。しかし、およそ私的社会福祉を標榜するものが、公的サービスの下請けに終始して、硬直化の加担をするのみではその存在理由を失うのである。

最近、関西を中心として万博に反対する地域住民の運動があった。万博の開催がプラスであったかマイナスであったかは後代の歴史家の判断に俟つ。しかし物価の急騰が庶民の生活に与えた大きな影響や、およそアパシイ（政治的無関心）を醸成

するであろう役割を勘定に入れるならば、住民の側に立つと称するそうした反対運動の立場もありうることである。少しく古くは三島地区の石油コンビナート誘致反対の地域ぐるみの運動があった。地域社会福祉協議会も大きな主軸になったことであった。私はそれを一方的に支持するものではないが、そうした立場の成り立ちうることは十分に理解する。そして、そうした運動こそ本質的に官の運動とはなり得ないものである（この場合の官とは、社会福祉の公私を弁ずるときの公に通ずる）。民間の立場、私の立場でなければ成立し得ないサービスや運動というものがあろうるのである。民間の立場は、一方でそのような反体制への傾斜をも含む、いわば野に在るものとしての覚悟と自覚を持つべきものである。

体制がその全体をあげて推進している社会変動のひきおこす、そのネガティブな面についても、おそれることなく摘発することのできる不退転なものを民間社会福祉は持つことが必要である。北海道家庭学校の出発が公と私との幸福な調和であったと先に述べたが、いついかなるときにも、幸福な癒着があるわけでもない。したがって、現在のように、公にもたれかかったままの姿勢でいる民間社会福祉事業には、もっとも基本的本質的な民間活動が期待できないのではなかろうかと、深く案ずるのである。

IV 社会福祉の本質

社会福祉が社会保障制度の中に占める役割は、個別的な対応ということにある。全体的、制度的、予防的な社会保障の体系的整備が一方にあり、個別的、対人的、事後的な社会福祉サービスがこれを補って完結する。個別処遇を原則とするサービスは事後的とか、糊塗的弥縫的とかいう次元で捉えるべきではない。むしろ個別処遇こそもっとも本質的な、全面的な解決と見るべきものであって、全体的制度的対応は、隔靴搔痒の感のあるもの、かろうじて個別処遇の何分かを補いうるものと見ることさえできる。

社会福祉を個別処遇を原則とする領域として規定して、はじめて私的社会福祉が担わなければな

らない重要な役割の意味が明らかになることであろう。その役割は、事後に公的制度が買上げてくれることを前提として、所定のサービスしかしない私的社会福祉の類のものではない。したがって、現に今日存在している所謂民間社会事業をもって、その本流と考えることは到底できないのである。

富、健康、尊敬、愛情、技能、安定等。社会学者が人間関係の諸価値として考えていることは、経済的な富という概念以外にも、いろいろと列挙することができる。それらのものがみだされることによって、個々の人間ははじめてこの社会生活の中で奉ろうことができる。個別処遇の方法がより生きて働かなければならない領域はまことに広いと言わなければならない。社会事業施設という限定されたかたちでなしに、インフォーマルなかたちで展開される各種の民間活動に、今後ますます期待されることが多くなるであろう。

フロムが産業社会、情報社会と言われる今後の社会にむけて、技術の人間化を志向して、各市民層の中に新たなグループ活動、クラブ活動を提案したことがある。

たとえば政治活動に参加するとか、隣人や友

人の間に討論グループを組織するとか、政治の指導者たちを公開討論の中にまきこむとか、問題意識をもって、公共事業や地域の共有財産の世話をするとか、人びと——老人、子供、困っている人びと——の世話を、官僚主義的方法でなく、思いやりと励ましの精神で行うとかである⁴⁾。

公的施策が次第にその法制上の対象領域をひろめ、今日の民間社会事業をいよいよ深く内にとりこんでいった後に、現在はむしろ傍流と言われている諸活動が、むしろ主流として登場することが予想される。

非人間化する未来社会の中で、個々の市民の全幅的な幸福を確立する意味で、私的社会福祉の積極的な取り組みが期待される活動領域はひろいと言わなければならない。社会福祉は、その本質から見ても、その方法から考えても、ますます、公私が互いにその分担と役割を明確にしあった上で、充実前進することが願わしいのである。

4) エーリッヒ・フロム『希望の革命、技術の人間化をめざして』作田、佐野訳、1969、223頁。